

【令和7年4月1日～ 一部の水質基準項目における定量下限値の変更について】

以下に示す項目について、令和7年度結果から検量線範囲の変更に伴い定量下限値を変更しました。
水質検査結果を参照される際はご注意ください。

No.	項目	単位	定量下限値		
			~令和7年3月分		令和7年4月分~
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0001	⇒	0.0003
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.0005	⇒	0.001
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.0005	⇒	0.001
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.0003	⇒	0.001
8	六価クロム化合物	mg/L	0.0005	⇒	0.002
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.2	⇒	0.4
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.005	⇒	0.01
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.005	⇒	0.01
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.005	⇒	0.01
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.005	⇒	0.006
35	銅及びその化合物	mg/L	0.005	⇒	0.01
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.0003	⇒	0.001
38	塩化物イオン	mg/L	1	⇒	2.0